

たん吸引器・吸入器（ネブライザー）について

1. 日常生活用具「たん吸引器」「ネブライザー」の対象者

① 「呼吸器機能障害」の方

「呼吸器機能障害」個別等級 3 級以上の身体障害者手帳を有する者

② ①と同程度の障害を有する方であって、必要と認められる障害者

＜呼吸機能障害 3 級以上の手帳所持者と同程度の障害を有し、必要と認められる障害者とは？＞

吸引や吸入が必要となる可能性がある原因疾病等（※ 1）によって、上肢、下肢、体幹機能や脳原性機能障害の身体障害者手帳（2 級以上）を所持する方（以下「重度肢体不自由等」）のうち、医師意見書により、その原因疾病等（※ 1）によって、呼吸機能障害 3 級以上の手帳所持者と同等の機能低下が確認できる方のことをいいます。

※ 1 吸引等が必要な病態や病気等とは・・・

- 反射的な嚥下（えんげ）や弱い咳き込みしかできない遷延性の意識障害や高度の脳発達障害のある先天性疾患や脳性麻痺等の重症心身障害児、事故による脳外傷、脳血管障害や低酸素血症による重度の脳障害など
- 嚥下（えんげ）・呼吸機能を一次的に障害する神経・筋疾患として脳梗塞、脳出血、筋ジストロフィー等の筋疾患、進行期のパーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症等の神経変性疾患、その他

したがって、上記の重度肢体不自由等に該当しない場合は、呼吸機能障害の手帳取得が必要となります。

③ 咽頭・喉頭摘出による音声言語機能障害・そしゃく機能障害等があって、必要と認められる方（医師の意見書に基づいて必要性が認められた方に限る）

④ 上記同程度の身体障害を有する難病患者等であって、必要と認められる方（医師の意見書に基づいて必要性が認められた方に限る）

2. 申請について

必要書類をそろえて、申請してください。

なお、申請にあたっては、下記の留意点をご確認ください。

<必要書類>

- 1) 申請書
- 2) 見積書（カタログ等の写しを添付すること）
- 3) 医師の給付意見書（呼吸器障害の方は不要）

【給付意見書を書くことのできる医療機関及び医師について】

医師による意見書は、本人の身体状況やたん吸引器・吸入器が必要と適正に診断できる医師に記載していただきます。

<申請における留意点>

- ▶ すでに購入した場合（給付対象外）
すでに購入した後に申請した場合は、給付できません。
- ▶ 上記対象者の①以外の方は、所定の医師意見書が必要になります。用紙は窓口にあります。
- ▶ 耐用年数は5年となっておりますので、一度給付を受けた方は、耐用年数の間は原則給付できません。
- ▶ 自己負担額は、原則として1割負担となります（生活保護世帯は負担なし）。品物額が基準額を超える場合、超えた分は全額自己負担となります。

問合せ

福祉課 障害福祉係 35-1273

または各地域庁舎地域づくり推進課へ